

2008年の倒産件数は約1万6千件、2009年の倒産件数は約1万5千件(経済産業省)と、高い水準で推移する中、取引先企業の倒産によって回収困難となる売掛金債権の額が高額になっているなど、中小企業の連鎖倒産を防止するために、セーフティネット機能を充実させる必要が高まっています。

経済産業省より「中小企業倒産防止共済法」の一部を改正する法律案が国会へ提出されました。

今回は、法改正により強化されるセーフティネット機能についてご説明いたします。



「中小企業倒産防止共済」(経営セーフティ共済)とは

「中小企業倒産防止共済制度」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する事態(連鎖倒産)又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、中小企業者の拠出による共済制度を確立することによって、中小企業の経営の安定に寄与することを目的としています。

本制度に加入後6カ月を経過して、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で共済金の貸付けが受けられます。

制度の特色(現行)

1. 取引先事業者が倒産した場合は、**最高3,200万円の共済金の貸付け**が受けられます。

※共済金の貸付額は、次のいずれか低い額の範囲内です。

・掛金総額の10倍に相当する額

・被害額(倒産した取引先事業者から回収が困難となった売掛金債権等の額)

2. 共済金の貸付けは、**無利子・無担保・無保証人**で受けられます。

ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3. **一時貸付金の貸付け**

取引先事業者に倒産の事態が生じない場合でも解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けを受けられます。

4. 掛金の税法上の処理

・法人の場合→**全額損金算入**

・個人の場合→**全額必要経費**

※個人事業の場合、**事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められません**のでご注意ください。

改正内容

1. 共済金貸付限度額を**3,200万円**から**8,000万円**に引き上げ

・掛金総額上限 現行**320万円** → 改正**800万円**

・掛金月額上限 現行 **8万円** → 改正 **20万円**

2. 貸付限度額等を法定事項から政令事項に改正

法定事項になっている掛金額や貸付限度額を**経済状況に応じて迅速に改正**できるように、**政令事項に改めます**。

3. 貸付限度額の引き上げに伴い、**償還期間上限を延長(5年→10年)**

4. 共済事由に私的整理の一部を追加

現行の法的整理手続き開始などに、私的整理の一部(債務整理を代理する資格を持つ**弁護士・司法書士が関与する私的整理**)を追加。

5. 早期償還手当金を創設し、将来に備えた早期返済を支援

期限前に償還した契約者に対し、**前倒し期間の金利相当分を還元**。

「中小企業倒産防止共済」の活用方法(現行)

決算状況に応じた掛金の納付方法

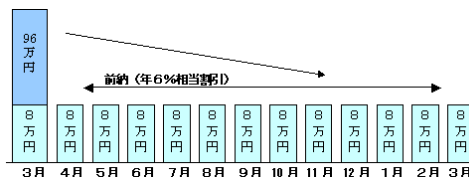
■利益が大きく出る場合→**前納制度を活用**

・通常→損金算入額**96万円**(掛金月額8万円×12ヶ月)

・前納(決算期に翌年度分の掛金を納付)→損金算入額**最高192万円**

※**本年度毎月支払分**(掛金月額8万円×12ヶ月)+**翌年度前納分**

さらに、**前納減額金**(年6%相当割引)として31,200円が返還されます。



■利益・経営状況が変わる場合→**掛金の金額を変更**

・掛金**増額**→**80,000円(5,000円単位)の範囲内で自由**にできます。

・掛金**減額**→**掛金納付を継続することが困難**(加入者の事業規模縮小・事業経営の悪化等)となったときに限られます。

解約をして解約手当金を受取る

■解約手当金(貸付けを受けていない場合)

・掛金納付月数が12ヶ月以上→80%返還されます。

・掛金納付月数が40ヶ月以上→100%返還されます。

※解約手当金の支給は、掛金納付月数が12ヶ月以上の場合に限られます。

■解約手当金の税法上の処理

・法人の場合→**全額益金算入**

・個人の場合→**事業所得の雑収入**に算入

貸付を受ける

■**共済金の貸付け**を受ける。

【貸付けの対象者】※次の要件を**全て満たす**場合

・加入後**6ヶ月以上経過**し、かつ、**6ヶ月以上の掛金を納付**していること

・取引先事業者**に倒産事実**(破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、特別清算開始の申立てがされたこと、又、手形交換所の取り引き停止処分を受けたこと)が発生していること

・売掛金債権等(売掛金債権、受取手形債権、前渡金返還請求権)について**回収が困難**となっていること等

【請求手続きは(共済金の貸付請求)】

倒産日(破産等の申立日及び取引停止処分日)から**6ヶ月以内**。

【貸付金の特徴】

・倒産した取引先事業者との商取引の事実確認により貸付実行

・無利子、無担保、無保証人

■**一時貸付金の貸付け**を受ける。

臨時に事業資金が必要な時は、一時貸付けが受けられます。

一時貸付は、30万円以上の額で、**掛金総額の7~9割**の範囲内です。(書類等の不備がなければ、**10日程度で実行**されます。)

・金利:年1.5%

・償還期間:1年間 期限一括償還

※2010年3月5日現在の法令に基づき制作しています。申告の際は最寄りの税務署等にてご確認ください。

今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。